

## 令和7年度第2回沖縄県盛土等規制検討委員会(R8.1.16) 意見対応表

## ■主な委員意見と対応方針

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
1	既存盛土調査進捗について	基礎調査により既存の盛土等を把握することは、非常に重要であり、本報告から丁寧な調査がなされていると理解できる。説明資料の中で既存盛土調査という記載箇所と既存盛土等調査という記載箇所が混在しているため、両者の違いを確認したい。また、対象の調査には、切土箇所が含まれているのかも併せて確認したい。(委員)	既存盛土調査と既存盛土等調査という表記が混在しているが、基礎調査に関しては切土も対象としており、既存盛土等調査が正式な表記となる。(事務局) →第3回資料は表記を既存盛土等調査に統一した。
2	既存盛土調査進捗について	既存盛土等調査の調査結果を整理する際には、盛土や切土の内訳がわかるように表記する等の工夫が必要ではないか。(委員)	既存盛土等調査結果の記載内容については、指摘事項を踏まえ今後検討を行う。(事務局) →とりまとめ一覧表において、盛土等のタイプ(切土・谷埋盛土など)を記載している。
3	既存盛土調査進捗について	植生等に覆われている箇所における盛土等の抽出方法については、目視確認や航空写真では抽出が困難かと想定されるため、地形図から読み取りを行っている認識している。そのほか、抽出方法として何か工夫しているのか。例えばLiDARの場合、植生考慮した地盤データの取得が可能である等の新技術も活用して、盛土等の抽出を実施している理解で良いか。(委員)	基礎調査箇所の抽出に関しては、国土地理院の地形図と令和2年および3年のオルソ画像の比較により、目視で抽出作業を行っている。そのため、植生影響を与える箇所の抽出は実施できていない。今後の検討の中で、植生がある場合の抽出方法は別途検討を行う必要があると考える。  県土全域の基礎調査を2年という短期間で実施する必要があったため、効率性を重視し、国土地理院の地形図やオルソ画像等を机上目視で抽出している。盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説では、机上目視の抽出方法も含め、新技術等の活用検討も謳われていることから、今後継続して行う基礎調査等のタイミングでご提案いただいた技術等も検討しつつ、抽出漏れを最小限にとどめるよ

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
			うな仕組みを構築することが重要になってくると考える。(事務局) →次回の県全域(那覇市除く)での再抽出に向けて、引き続き検討する。
4	既存盛土調査進捗について	<p>安全性把握調査における優先度評価やランク付け等の指定方法や評価基準、または経過観察における対応方針等については、手引きやマニュアル等にまとめて周知を行うのか。今後も継続的に対応を行う中で、部署や担当が変わった場合も対応可能なように、どういった状況でどういった流れで評価基準や判断がなされるのか、状況に応じて必要となる観察等の対応方針、システム管理等をマニュアル等にまとめる方が今後スムーズかと思う。現時点で、先に述べた情報の取りまとめ方針はどういったイメージも持っているか。意見の意図は、今後担当者や管轄等が変わった場合にも滞りなく共通認識のうえで対応可能な体制の強化・検討をお願いしたい。(委員)</p> <p>また、途中で変状が出てきた場合の情報等も引き継がれていくと考えてよいか。(委員)</p>	<p>優先度評価等の基準や根拠資料、現地での確認内容等に関しては、事例として今後取りまとめを行う予定である。また、部署や担当が変更となった場合にも適切な管理がなされるように引き続き対応の検討を行う。(事務局)</p> <p>よい。(事務局)</p>
5	既存盛土調査進捗について	<p>応急対策の必要性判断と優先度評価のカルテが作成されており、レベルに応じて作成されるカルテの種類が異なるのか。(委員)</p>	<p>既存盛土等として抽出された全 257 箇所について、応急対策の必要性判断に関するカルテを作成している。一方で、安全性把握調査の優先度評価に関しては、短期間の中で急ぎ取りまとめを行っており、現時点では優先度の高い S および A ランクを対象にカルテを作成している。経過観察に関しては、全 257 箇所のうち、経過観察を実施した一部の盛土についてカルテを作成している。(事務局)</p>

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
			→把握した既存盛土等の数(最新値)を既存盛土等資料で説明。
6	既存盛土調査進捗について	安全性把握調査は、土地の所有者等が実施することは理解しているが、実際にすでに対応中の安全性把握調査の事例があるのか。また、調査方法等は土地の所有者にお任せなのか。その場合、安全性把握調査における安全性の判断基準およびその手法や調査解析の条件はどうなるのか。先に述べた基準等がある程度定めておかないと信用に値する評価なのかの判断が難しいのではないかと。(委員)	安全性把握調査は土地の地権者が原則対応することと定められているが、調査の判断基準や調査方法の規定等はなされていない。(事務局) 事務局補足：調査方法については各市町村が過去に大規模盛土造成地で行っている安全確認のための調査事例や国の各種ガイドライン等も参考になると思う。 →他県の状況も確認しながら引き続き検討する。
7	既存盛土調査進捗について	既存盛土等調査の結果に関して、造成年代を記載するのか。すでに記載公表している自治体によっては記載年代にかなり幅があるが、造成年代については、わかる範囲で幅を持たせて記載するのか。(委員)	ガイドラインでは、造成年代は公表が望ましいとされている。造成年代は公表予定であるが、多くの箇所が造成年代不明の表示になる可能性が高い。(事務局) →既存盛土等付属資料で説明
8	既存盛土調査について	安全性把握調査を土地の地権者へ依頼することを具体的に進めるのであれば、調査結果の記載様式や評価方法を具体的に提示し、把握が適宜可能なように、調査資料の提出を義務化する仕組み等をマニュアル等に提示することで内容を明らかにした方が良いのではないかと。(委員)	安全性把握調査については、指摘事項も踏まえ今後検討を行う。(事務局) →他県の状況も確認しながら引き続き検討する。
9	盛土規制法許可手引き(案)について	技術基準適合チェックリストの内容や施行令第7条～16条の内容等が、本検討中の手引き(案)の中で検討項目がすべて網羅されるように、盛り込んでいく。また、沖縄県として検討が必要な項目などの漏れがないかを確認していくという理解でよいか。(委員)	そのように進める予定である。(事務局) →手引き(案)資料で説明

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
10	盛土規制 法許可手 引き(案) について	目次案について、他の自治体に記載されている自然斜面の項目を沖縄県の手引きで省略する場合、盛土等防災マニュアルや他自治体の手引きにはどういったことが整理されていたのか、情報があれば知りたい。 盛土そのものというより、現在盛土のある箇所に元々自然斜面の滑りがあった場合、そこはチェックするという項目を入れるべきと考える。自然斜面を項目として設けない場合にも、留意事項やチェック項目の中で懸念すべき地盤のチェックを提示する方法もある。 (委員)	盛土等防災マニュアルの解説の中で、自然斜面については詳細に取りまとめられている。 自然斜面に関しては、ご指摘の通り、対象となる盛土等対し間接的に安全性を低下させる要因がないか等を確認することという文言が留意事項として記載されている。 沖縄県の手引きにどの程度自然斜面に関して記載をするかは検討の余地があるが、沖縄県の地質、地形特性を踏まえ、入れ込むべき内容に漏れないように今後検討を行う。 (事務局) →手引き(案)資料で説明
11	盛土規制 法許可手 引き(案) について	九州各県や他自治体の手引きとの比較を行った際に、記載の内容はほぼ類似しているのか。手引き(案)を作成する中で、沖縄県特有の地質地形特性を取り入れる必要はないのか。各県特徴のある地盤のことが取り入れられている場合、沖縄県も特有の事例を取り込む必要があるのか。(委員)	政令指定都市や九州各県の手引きの内容を比較し確認を行っているが、基本的な項目は共通している。その中でも各県自治体独自の特性などを取り入れている部分があることから、沖縄県に置き換えた場合、沖縄県として検討する項目の有無を確認しつつ、素案の作成の中で随時検討を進めている。 なお、県全体で共通する内容などを広く記載する必要のある都道府県の手引きよりも、市域の地域特性等を踏まえた記載としている政令指定都市の手引きの方が内容や項目が細くなる傾向があるので、そのような点も踏まえ県として記載すべき事項を検討予定である。(事務局) →手引き(案)資料で説明

No.	項目	意見要旨	対応方針(案)
12	その他	<p>那覇市の盛土規制法、規制開始に向けたスケジュールについて報告する。</p> <p>規制区域については市全域を宅造区域にすることで、案を作成し、11/7から12/8までの期間パブリックコメントを実施した。沖縄県と同様、案に対する意見は出なかった。</p> <p>既存盛土等調査は今年度より実施しており、予算の関係等もあることから、複数年度にわたり調査を実施する予定である。既存盛土等調査に関しては、本委員会での意見も参考に検討を進める。</p> <p>その他付随する作業等についても、隣接の市や町と不整合が出ないように、沖縄県と情報共有を行いながら進めていく。(那覇市)</p>	
			以上